

新潟市文化財センター運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市文化財センターの運営について、市民、学校教育関係者、学識経験者からの幅広い意見を聴取することを目的として、新潟市文化財センター運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 地元を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、新潟市文化財センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。